

平成29年度指導監査等結果概要

平成30年6月30日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考
特別養護老人ホーム(11施設) 軽費老人ホーム(1施設)	平成29年10月 ～ 平成30年2月	あさひ (かつらぎ町) 岩出憩い園 (岩出市) 国城寮 (橋本市) ごぼうの郷 (御坊市) しみず園 (有田川町) 第2ケアハウス南紀 (白浜町) 第二真寿苑 (田辺市) ときわ寮川辺園 (日高川町) なつあけの里ささゆり苑 (広川町) にしき園 (串本町) やまぼうし (かつらぎ町) ゆら博愛園 (由良町) (五十音順)	(1)人事・職員処遇等について				指摘事項なし 1施設
			・介護、看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員の腰痛の健康診断を6月以内ごとに1回実施すること。	2	2	100%	
			・衛生管理者を選任する必要がある事業場に該当するので、速やかに選任し、選任届けを所轄の労働基準監督署へ提出すること。	2	2	100%	
			・人権擁護に関する研修を1年に1回以上職員に対して実施すること。	1	1	100%	
			(2)施設運営等について				
			・勤務表は従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別を記載し、医師についても勤務時間等を勤務表に記載すること。	1	1	100%	
			・事故発生の防止のための委員会を設置し、これを定期的開催し、事故発生の未然防止、再発防止を図ること。□	1	1	100%	
			・入所者にサービス提供に伴う事故が発生したときは保険者である関係市町村へ報告すること。	2	2	100%	
			・苦情解決の客観性を確保するため苦情解決体制の構成員に第三者委員を選任すること。	1	1	100%	
			・看護職員、介護支援専門員及び夜間、深夜の勤務に従事する介護職員、看護職員が人員基準を満たしていないので速やかに補充すること。	2	2	100%	
			(3)入所者の処遇について				
			・入所指針に入所検討委員会の開催は原則として2ヶ月に1回と記載しているが入所指針標準例に合わせ1ヶ月に1回に修正すること。	1	1	100%	
			・入所者の個人情報を使用するときは必ず本人の同意を得ておくこと。	1	1	100%	
			・個人情報使用に関する同意書に家族の署名等の欄がないので様式を修正すること。	2	2	100%	
			・入所契約書にサービス提供開始年月日、苦情受付窓口が記載されていないので修正すること。	2	2	100%	
			・重要事項説明書に従業員の勤務体制、非常災害対策に関する事項が記載されていないので修正すること。	4	4	100%	
			・施設サービス計画は介護保険の基本理念である「利用者本位」の視点に立って作成すること。	1	1	100%	
			(4)防災対策について				
			・消防訓練(消火訓練、避難訓練)を年2回以上実施し、訓練を実施するときは事前に所轄消防署へ消防訓練計画通知書を提出すること。	2	2	100%	
			・消防計画の防火管理組織、自衛消防隊組織の具体的な構成員が定められていないので職員の中から選任し、計画を職員に周知すること。	1	1	100%	
			・施設長交代に伴う消防計画の変更がされていないので計画を変更し、所轄消防署へ変更届を提出すること。	1	1	100%	
			・消防本部の立入検査により改善指示を受けた設備の改修等を速やかに行い、その結果を消防本部へ報告すること。	1	1	100%	
			・消防用設備の点検を行っていないので速やかに実施し、点検結果を所轄消防署へ報告すること。	1	1	100%	
			・非常口に通じる談話室に物品等が置かれ通れないので速やかに物品等を除去し、避難経路を確保すること。	1	1	100%	
			・介護職員室に設置されている保管庫や居室の家具類等に転倒防止対策を行うとともに、入所者に転倒防止対策を周知すること。	3	3	100%	
			(5)衛生管理について				
			・衛生管理推進員が任命されていないので速やかに選任すること。	1	1	100%	
・浴槽の消毒・換水の記録を作成し、3年以上保管すること。	1	1	100%				
・給食従事者は毎月検便を受けること。	1	1	100%				
(6)預り金等について							
・入所者預り金は個人ごとに出納管理及び残高管理を行うこと。併せて預り金等管理要領に必要な改正を行うこと。	1	1	100%				
(7)利用料等について							
・看護職員、介護支援専門員の人数が人員基準を満たしていないので該当月から減算を行い、介護報酬の自主返還を行うこと。	1	1	100%				
・夜勤体制が人員基準を満たしていないので該当月から減算を行い、介護報酬の自主返還を行うこと。 また、過去5年分について自主点検を行い、要件を満たさないものは介護報酬の自主返還を行い、結果を報告すること。	1	1	100%				
・夜勤職員配置加算の算定要件を満たしていないので過去5年分を自主点検し、要件を満たさないものは介護報酬を自主返還し、結果を報告すること。	1	1	100%				
・看護体制加算に関する算定で入所者数の算出方法が誤っていたので適正に行うこと。 また、過去の介護報酬の請求を自主点検し、要件を満たさないものは介護報酬の自主返還を行い、結果を報告すること。	1	1	100%				
・個別機能訓練加算に関する記録に訓練の実施時間(開始時間及び終了時間)を正確に記載すること。	3	3	100%				
・口腔衛生管理加算については口腔衛生管理実施記録の写しを入所者に提供すること。	2	2	100%				
・看取り介護加算に関する同意書に入所者の署名欄等がないので修正すること。	1	1	100%				
合計	12施設	7項目 47事項	47	47	100%		

(注)各施設に指摘等の内容が全て該当するものではありません。

平成29年度指導監査等結果概要

平成30年6月30日現在

区分	指導監査等 実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の 件数(件)	改善済 (件)	改善率 (%)	備考
介護老人保健 施設 (5施設) 介護療養型医療 施設 (1施設)	平成29年10月 ～ 平成30年1月	あきつ (田辺市) あじさい苑 (古座川町) アンソレイユ日置 (白浜町) さくらの丘 (紀の川市) 玉置病院 (田辺市) リバティ博愛 (御坊市) (五十音順)	(1)人事・職員処遇等について ・人権擁護に関する研修を1年に1回以上職員に対して実施すること。	1	1	100%	
			(2)施設運営等について ・勤務表はサービス毎に作成し、従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係、職種、介護職員等の配置を明確に記載すること。 ・事故発生防止のための指針が整備されていないので関係通知に基づき整備すること。	3	3	100%	
			(3)入所者の処遇について ・重要事項説明書に従業員の職務の内容、苦情相談窓口として国民健康保険団体連合会、市町の連絡先等が記載されていないので修正すること。 ・利用契約書にサービス提供記録の保管が2年間で記載されているのでサービスを提供した日から5年間に修正すること。	5	5	100%	
			(4)防災対策について ・可燃物等を保管しているリネン室は夜間必ず施錠すること。 ・施設内のカーテンが防炎化(難燃化)されたものでないので交換すること。 ・廊下等に設置されている備品に転倒防止対策が施されていないので対策を講じること。 ・廊下に面した棚等に紙おむつが積み上げられ地震発生時崩落する恐れがあるので倉庫等へ移動し、保管すること。	1	1	100%	
			(5)衛生管理について ・職員雇い入れ時実施する健康診断の検査項目に胸部エックス線検査を取り入れること。	1	1	100%	
			(6)預り金等について ・入所者預り金は収支状況を入所者や家族等により定期的に確認を受けるか、若しくは定期的に報告すること。	1	1	100%	
			(7)利用料等について ・ターミナルケア加算に関する記録は家族に入所者の状態等を説明し、同意を得たことも適宜記載すること。 ・認知症ケア加算の従業員の勤務体制は概ね10名の入所者を単位とし、この単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置することを検討すること。	1	1	100%	
				1	1	100%	
			合計		6施設	7項目 20事項	

(注)各施設に指摘等の内容が全て該当するものではありません。